

令和3年2月12日

義務教育課生徒指導係（内線4613）

スクールロイヤー体制整備について

1. 目的

学校が弁護士と連携・分担できる体制を整備し、法的な視点を加えて課題を解決できる「チームとしての学校」の機能強化を図ることを通して、児童生徒にとって最適な教育環境を整える。

2. 事業内容

(1) 助言・アドバイザー業務

学校、教育委員会、スクールロイヤーが連携しながら、電話、メール、オンライン相談、面談等により法的観点から、児童生徒を取り巻く問題の解決を図る。

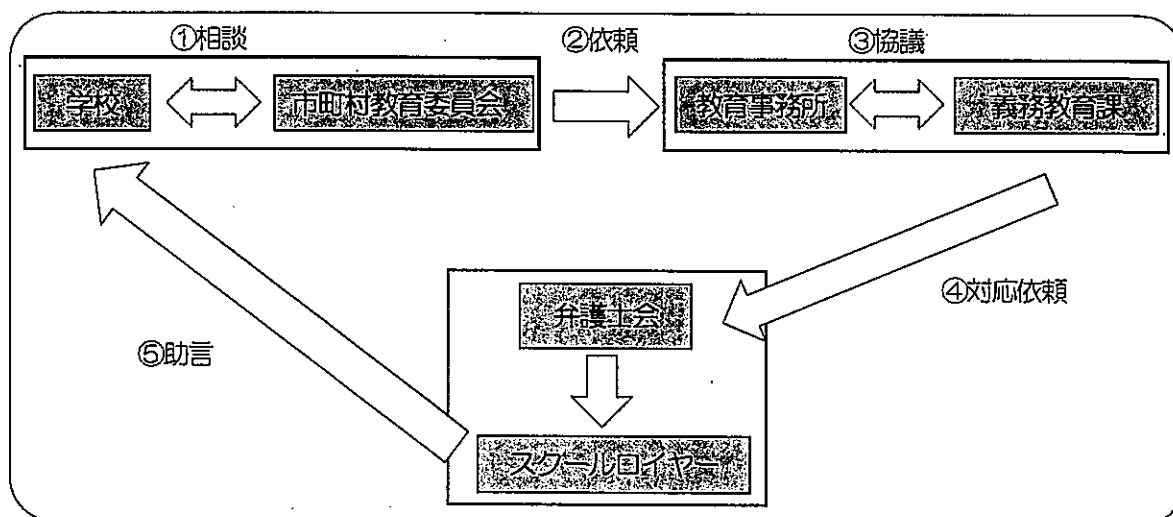
＜スクールロイヤーへの相談例＞

- ・触法や非行等の問題行動への対応
- ・ネットトラブルへの対応
- ・いじめへの対応
- ・児童虐待に関する対応
- ・保護者の過度なクレームへの対応
- ・教員の指導への不満に対する対応
- ・学校事故における法的責任への対応
- ・学校のコンプライアンス体制への助言

(2) 研修業務

法的側面から管理職等を対象にした危機管理研修や、児童生徒を対象にしたいじめ予防に関連する授業等を実施する。

3. 相談連携体制（案）



*相談連携体制については、群馬弁護士会と相談し決定する。

*別紙参照

(新規) スクールロイヤー体制整備

◎スクールロイヤーの活用

学校が弁護士と連携・分担できる体制を整備し、法的な視点を加えて課題を解決できる「チームとしての学校」の機能強化を図る。

専門弁護士との連携

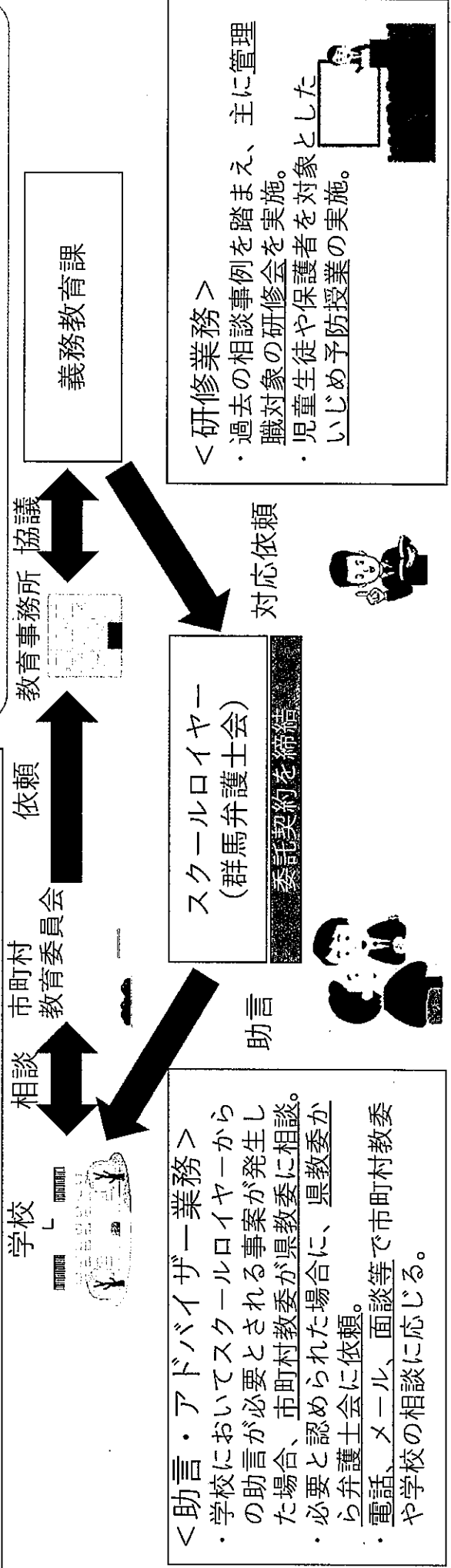
- ・学校が抱える課題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法律に照らした対応により、学校に助言を行う。
- ・教育問題に明るい弁護士から適切な助言が得られる。

【現状と課題】

- ・現在、虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。

<期待される効果>

- ・学校現場において、事案が訴訟等に発展してしまいう前に、初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながり、子供たちにとって最適な教育環境を守り続けることができる。
- ・教職員の物理的、精神的負担の軽減を図ることができる。



<助言・アドバイザー業務>

- ・学校においてスクールロイヤーからの助言が必要とされる事案が発生した場合、市町村教委が県教委に相談。必要と認められた場合に、県教委から弁護士会に依頼。
- ・電話、メール、面談等で市町村教委や学校の相談に応じる。

スクールロイヤー (群馬弁護士会)

委託契約を締結

<研修業務>

- ・過去の相談事例を踏まえ、主に管理職対象の研修会を実施。
- ・児童生徒や保護者を対象としたいじめ予防授業の実施。